

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所 在 地
1	パナソニック産機システムズ株式会社	東京都墨田区押上1-1-2

2 入札参加資格停止措置期間 令和7年4月9日から令和7年7月8日まで（3カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

パナソニック産機システムズ株式会社は、建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。当該事実が建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年1月31日、国土交通省関東地方整備局長より営業停止処分を受けた。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第75条第1項別表第4第13号「建設業法違反」に該当する。

「契約規程」

措 置 要 件	期 間
別表第4第13号 イ 建設業法第28条の規定に基づく営業停止処分を受けたとき。	当該認定をした日から 3カ月以上9カ月以内